令和2年度以降に交付する市民活動応援補助金について

1 市民活動応援補助金の種類

- ・小田原市市民活動応援補助金(市予算を財源とする補助金)
- ・UMECO市民活動応援補助金(寄附を財源とする補助金)

2 各補助金に係る業務の位置付け

- ・市予算を財源とする補助金については、一部の業務を指定管理業務とする。
- ・寄附を財源とする補助金については、指定管理者の業務とする。

| 補助金名称 | 小田原市市民活動応援補助金 | UMECO市民活動応援補助金 |
|-----------|------------------|----------------|
| 財源 (交付主体) | 市予算 (市) | 寄附(指定管理者) |
| 募集事務 | 指定管理者 | 指定管理者 |
| 応募受付事務 | 指定管理者 | 指定管理者 |
| 相談助言事務 | 指定管理者 | 指定管理者 |
| 審査事務 | 市の諮問機関による審査 | 指定管理者 |
| | (資料作成等の事務は指定管理者) | |
| 交付事務 | 市 | 指定管理者 |
| 報告会開催事務 | 指定管理者 | 指定管理者 |

3 補助金の審査及び財源の配分について

(1) 市予算を財源とする補助金

従前どおり、諮問機関(市民活動推進委員会)が一次審査及び二次審査を行い、各事業を 序列化した上で、市予算額の範囲で補助金の交付対象事業を選定する。<u>なお、必要に応じて</u> 指定管理者がオブザーバーとして出席する。

- (2) 寄附を財源とする補助金
 - (1)の審査結果をもとに、指定管理者が補助金の交付対象事業を選定する。(原則として、市予算額を超えることを理由に選定されなかった事業)
- (3) 財源の配分

審査の順序に沿って、市予算から先に、補助金交付対象額に充てる。

指定管理者は、市予算額を超える補助金交付対象額について、寄附を充てる。なお、補助金交付対象額が市予算額を超えない場合、指定管理者は補助金を交付しない。

4 補助金の募集方法

どちらの補助金も申請受付・相談業務については窓口をおだわら市民交流センター(UMECO)とし、指定管理者が行う。

また、対象事業の募集時は、「小田原市市民活動応援補助金の募集」とし、募集要項(応募の手引き)の中で、「市の予算の都合により、小田原市市民活動応援補助金の交付が受けられない場合であっても、指定管理者が認めた事業については、募金・寄附金額の範囲内で、UMECO市民活動応援補助金の交付を受けられる場合がある」旨を説明することとする。

5 事務の流れ

〔前年度〕

| 時期 | 指定管理者 | 市 | |
|--------|--------------------------------------|---------------------|--|
| 前々年度2月 | 募金箱を設置し寄附を受付 | | |
| ~1月 | | | |
| 8月中旬まで | 募集要項案(市予算分)の作成 | | |
| 8月下旬 | 推進委員会で募集要項案(市予算分)の確認 | | |
| 10~12月 | 補助金(市予算分)の交付対象事業を | | |
| | 募集、団体への相談助言 | | |
| | 補助金 (市予算分) の企画提案書を受 | 補助金(市予算分)の企画提案書を収受 | |
| | 付、市に送付 | 関係課の意見を取りまとめ | |
| | | 交付対象団体要件確認 | |
| 2月 | 推進委員会で補助金(市予算分)の一次審査を実施 | | |
| | ※結果通知は、市が発行して指定管理 | 君に渡し、指定管理者が団体に郵送する。 | |
| 3月 | 推進委員会で補助金(市予算分)の二次審査を実施 | | |
| | ※結果通知は、市が発行して指定管理者に渡し、指定管理者が団体に郵送する。 | | |
| | 市予算を超える補助金交付対象額が | 補助金(市予算分)の交付対象事業を選 | |
| | ある場合は、二次審査と市の選定結 | 定 | |
| | 果を参考に、補助金(寄附分)の交 | | |
| | 付対象事業を選定 | | |

[交付年度]

| (大门十尺) | | | |
|--------|---|---------------------|--|
| 時期 | 指定管理者 | 市 | |
| 4月 | 申請書(寄附分)を収受、交付決定、 | | |
| | 交付 | | |
| | 申請書(市予算分)を受付、市に送付 | 申請書(市予算分)収受、交付決定、交付 | |
| | ※交付決定通知は、市予算・寄附分ともに指定管理者がまとめて団体に郵送する。 | | |
| | (市予算分の交付決定通知は、市が発行して指定管理者に渡す。) | | |
| 10 月 | 中間報告(市予算分、寄附分)の受付 | | |
| | 団体への相談助言 | | |
| | 中間報告(市予算分)を市に送付 | 中間報告(市予算分)を収受 | |
| 3月 | 報告書(寄附分)を収受、額確定通知 | | |
| | 報告書(市予算分)を受付、市に送付 | 報告書(市予算分)を収受、額確定通知 | |
| | ※額確定通知は、市予算・寄附分ともに指定管理者がまとめて団体に郵送する。 (市予算分の額確定通知は、市が発行して指定管理者に渡す。) | | |
| | | | |

〔交付翌年度〕

| 時期 | 指定管理者 | 市 |
|-----|-------------------------|---|
| 5月頃 | 推進委員会で補助金交付事業等報告会について説明 | |
| 6月頃 | 補助金交付事業等報告会の準備 | |
| | 補助金交付事業等報告会の開催 | |